

地公退ニイス

No. 100
2011. 2. 10
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03 3262 564

総務省、地公退統一要求書に対する回答

九月八日に総務大臣（小川淳也政務官対応）に提出した二〇一〇年地公退統一要求に対し、一二月一五日に逢坂誠二政務官から回答があった。初めての総務省協議であり、要求事項諸制度には沿革もある項目によっては満足できる回答内容とはいえないが、省側の誠意ある対応は特筆すべきもので敬意と感謝を表す。また、全過程を通じた武内則男参議院議員（自治退顧問）の助言と支援に感謝する。

今回の到達点をもとに次年度はさらに有意義な協議ができるよう取り組む。

回答は武内則男参議院議員同席のもと逢坂誠二総務大臣政務官が対応した。

地公退は眞柄会長と上田・荒屋・塚原・山本副会長、川端事務局長、金井会計が参加した。発言概要と回答書は次のとおり。

逢坂政務官

現在来年度に向けた税制、予算検討の最終段階にあり会見時間が遅れたことをお詫びする。

九月八日に地公退から要請のあった事項について文書のとおり回答する。

個人所得税の税収は過去に比して大きく落ち込み、法人税収もピーク時の一九兆から九兆まで落ちている。こうした厳しい財政の中で社会保障を守ることは大変だが頑張る。

年金については、六月の新年金制度に関する検討会・中間まとめに続いて、今月一〇日には政府与党社会保障改革検討本部の決定が出たので、今後総合的に判断されると思う。とりわけ既裁定年金を毀損することのないよう努力する。年金制度について、困難はあるが野党とも正面から議論する必要がある。

地方公務員の雇用と年金に関連して言えば、現在公務員制度改革検討が進行している。国家公務員については来年、労働基本権拡充を含む法案が検討されている。その動向をみながら地方公務員について検討することになる。

また、総務省としては消防職員の団結権問題を課題としており、先般検討会の考え方をまとめた。警察官とは異なるという考え方が認められるか、団結権を付与した場合にどのような課題が想定されるかなどを検討しなくてはならない。

また、私としては、臨時・非常勤などの職員のあり方に強い問題意識を持っている。かつてよりは整理されたにしても五〇万人の身分・業務・勤務条件などには大きな差があり、実態把握と改革が課題だと思う。

昨今、公務員全般への非効率キャンペーンが行われているが、公共サービスとそれを担う公務員の役割は大きい。指定管理者制度は使われ方にもよるが安かろう悪かろうになっている危惧もある。自分も成立に努力した公共サービス基本法の考え方を大切にしたい。

年末に向けて地方交付税をめぐって大詰めになる。自治体にとって重要なこの制度は二四兆のうち七兆が借金で、満身創痍の現状である。年内に決めることになる地財計画の中で交付税健全化のために武内議員とも協力して頑張る。

武内議員

退職者会は、政権交代直後は新政権を暖かく見守ろうという姿勢だったが、最近では政権運営に心配を感じ始めているように聞く。私たちも自分のポジションで踏ん張る必要を感じる。

適切な地方財政計画作りのため政務官と連携して努力したい。

眞柄会長

本日は極めて多忙な諸日程の中、この場を作っていただいたことにお礼を申し上げます。

九月八日に小川政務官に本年の統一要求を提出し、その後一〇月二一日に福利課長ほかの皆さんとの意見交換を実施し、本日回答を受ける運びとなった。

私たちと総務省との間でこのようなやりとりは今回が初めてだったにもかかわらず、誠実な対応・回答を頂いたことに深く敬意と感謝を表す。また、全過程で助言・指導をいただいた武内議員にお礼を申し上げます。

本日の回答内容については、積極的に歓迎する部分と、今後更に検討を願いたい部分とがあるが、全体として受け止めて組織内に報告する。

年末を控え、来年度予算・税制などが最終調整の段階に入ったと聞く。市民本位の国政のために引き続き尽力されるようお願いする。

平成二二年一月一五日

地方公務員退職者協議会 会長 眞柄 栄吉 様

平成二二年九月八日に貴団体から要請のありました事項については、下記のとおり回答いたします。

記

1 年金について

(1) 年金制度全体の見直しについては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意して検討すること。また、年金受給者の意見反映を保障するとともに、保険料の追加負担を強いる制度としないこと。

(回答) 内閣総理大臣を議長とし、総務大臣もメンバーに加わった「新年金制度に関する検討会」において、六月二十九日に、全国民が同じ一つの年金制度に加入する年金一元化の原則などの新年金制度の七つの基本原則を示した「新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）」安心・納得の年金を目指して「〜」を取りまとめたところですが、共済年金の制度改革についても、新年金制度の基本原則に基づいて検討されていくものと考えているところです。

(2) 被用者年金一元化を再度検討する場合は、既裁定共済年金の追加費用削減を行わないこと。又、共済年金職域部分を廃止する場合はこれに代え、民間の企業年金等水準を正確に反映した制度を設けること。

(回答) 恩給期間に係る追加費用の減額については、現に多くの受給権者がいることから、憲法上の財産権との関係において慎重に検討すべきものと考えております。

また、職域部分の今後のあり方についても、民間の企業

年金や退職金の実態等を踏まえた退職給付水準の官民均衡が重要であると考えているところだ。

(3) 共済長期積立金の運用に当たっては、国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿って行うこと。

(回答) 国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二一年度から始めているところだ。

地方公務員共済組合全体としては、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」において、社会的責任投資を行うことについて議論がなされていることを踏まえ、今後の動向に注視しつつ適切に対応する必要があると考えております。

(4) 非常勤職員・臨時職員の大半が加入できるよう共済組合法を改正すること。

(回答) 現行の地方公務員等共済組合法においては、原則として組合員の範囲を常勤職員としつつ、制度の趣旨に反しない限りにおいて常勤職員に準じる勤務形態の臨時・非常勤職員に対して適用を認めております。

こうした取扱いとされているのは、長期給付（年金）、短期給付（医療）、福祉事業の各事業を総合的に行う共済組合制度が、組合員の継続的な掛金の払込を基礎として運営される保険制度であるという性格上、その要件として一定の恒常的な任用関係の存在が要求されること等によるものです。

地方公務員共済組合の組合員資格は、長期給付、短期給付、福祉事業を安定的に運営していく観点や長期給付全体の制度設計のあり方にも配慮する必要があり、新年金制度の議論の進捗に併せて検討していくことが必要であると考えております。

2 地方公務員の雇用と年金について

(1) 公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げによる雇用と年金の断絶を起さないこと。

(2) 地方公務員の定年年齢を段階的に六五歳に引き上げること。これに当たっては関係する労働組合、退職者組織との協議・合意を重視すること。

(回答) 国家公務員の定年延長については、この度の人事院勧告時の報告において、定年延長に向けた制度見直しの骨格と今後の課題が示され、本年中を目途に成案を得て立法措置のための意見の申出を行っていくとされたところです。

地方公務員の定年は、現行では国の職員の定年を基準として条例で定めるとされているところであり、今後、国家公務員の検討等を踏まえた上で、その対応を検討してまいります。

3 介護基盤整備について

(1) 特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図ること。

(回答) 厚生労働省において、介護基盤の整備については、平成二一〜二三年度には、平成一八〜二〇年度までの整備量の倍にあたる約一六万床分を目標に整備に取り組んでおり、これらに加え、ケア付きの高齢者の住まいの確保にも取り組んでいると承知しております。

総務省としては、厚生労働省と連携しつつ、引き続き、適切な地方財政措置を講じていく所存です。

4 税制について

(1) 公的年金からの個人住民税の特別控除は希望者のみを対象とすること。

(回答) 従来、公的年金の受給者の方に対しては、個人住民税を普通徴収の方法により、年四回窓口等で直接納付していただく手間をおかけしてきました。

このような状況を踏まえ、市町村における徴収の効率化を図りつつ、公的年金の受給者の方の納税の便宜を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収は導入されました。この導入については、全国市長会や全国町村会等からの要望があったところです。

特別徴収の対象は、六五歳以上の方の二割強となっており、夫の年金収入が二〇〇万円程度の標準的な世帯には、基本的に税負担は生じません。また、この制度は新たな税負担を求めるものではありません。

これを、仮に普通徴収との選択が可能な仕組みとした場合、市町村においては税務システムの改修が必要となるほか、納税者への意向確認等新たな事務負担が生じることとなります。給与からの特別徴収についても、普通徴収との選択が可能な仕組みとはされたいないところです。

なお、後期高齢者医療制度などの保険料の特別徴収においては、口座振替による普通徴収の選択が可能とされていますが、これは、その保険料が所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象とされており、特別徴収の実施により社会保険料控除の適用関係が変わり、世帯全体で見た場合の税負担額が増加するケースが生じることなどを考慮してのことです。個人住民税においては、このような問題は生じません。

総務大臣政務官 逢坂 誠二

一一年度の年金額、〇・四%の引き下げ

厚生労働省は一月二八日に二〇一一年度の年金額について〇・四%の引き下げとなることを発表した。これは総務省調査による全国消費者物価指数が前年に比べてマイナス〇・七%、現在の年金額の基準となっている二〇〇五年の物価に比べてマイナス〇・四%となったことから引き下げるとしたものである。

下げ幅は、標準的な例で国民年金については一人分で月二六六円、厚生年金（基礎年金を含む）では月九四二円の減額としており、六月支給分から額が変わる。

今回の引き下げを実施しても、制度が予定する年金の本来水準を実際の支給水準（物価スライド特例水準）が二・五%上回っており、マクロ経済スライドは二二年度以降これが解消された後に発動されることになる。

今次発表に先立ち厚生労働大臣は物価予測に基づき一二月一四日に年金額引き下げの見通しを発言、退職者連合はこれを認めがたいとして民主党の企業団体対策委員長等に申し入れたが、結果的には一二月二〇日に引き下げ方向が公表された。

年金は生活保障給付として物価（賃金）スライドを組み込んだ制度となっており、物価の昇降にともない年金額が昇降することは一般的には理解できる。

しかし、所得税の年金関連控除復元の公約が守られず、他方で法人税減税が進行する中で年金額だけが引き下げられることは年金受給者として納得しがたい気持ちがあり、退職者連合構成組織は総理・厚生労働大臣に抗議電報を送った。

年金水準の推移（概念図）

